

各 証 明 書 の ご 案 内

じゅうみんひょう 住民票 (じょひょう) (除票)	住所・氏名・生年月日・男女の別・前住地などを証明します。必要に応じて、日本人の方は世帯主名・続柄・本籍・筆頭者、外国人住民の方は世帯主名・続柄・国籍・地域・在留関連（これらの特記事項といえます。）を表示することができます。（個人情報を守るために、特記事項は通常省略しています。）
------------------------------------	---

主な使用目的と特記事項

公的年金申請・児童扶養手当申請など	世帯主名・続柄・本籍・筆頭者・国籍・地域・在留関連
扶養手続き・自動車税減免申請など	世帯主名・続柄
運転免許証の取得（本籍欄の変更）など	本籍・国籍・地域・在留関連

★特記事項や世帯全員分が必要か等について
手続きにより異なりますので、**提出先へ事前にお問い合わせください。**

戸籍に関するもの	こせき 戸籍	親子、兄弟姉妹の身分関係を証明します。夫婦と子供により編成されています。主に「パスポート」「年金」「相続」の手続き等に使用されています。
	じょせき 除籍	戸籍の構成員が婚姻・死亡などですべて除籍となったもの。または市外へ転籍したため除籍となったもの。改製原戸籍と共に主に「相続」の手続きに使用されています。
	かいせいはらこせき 改製原戸籍	法律の改正によって戸籍の編製単位、記載内容の変化や電算化によって、新しく戸籍を作り直したときの従前の戸籍。「原戸籍」ともいいます。（昭和22・32年、平成6年に法改正されています。）平成6年の法改正については、旧楠町は平成12年4月24日、四日市市は平成13年1月27日に改製しています。主に「相続」の手続きに使用されています。
	ふひょう 附票	住所の異動、変遷を記録したもの。主に、以前の住所と現在の住所をつなげる必要がある場合等に使用されています。必要に応じて、本籍・筆頭者を記載することができます。
	とどけしょのうつし 届書の写し	「死亡届の写し」については、厚生年金・郵便局の簡易保険・労災保険等、法令で定められた手続きの場合に限り請求することができます。請求の際には、年金証書等の提示が必要です。（外国人の場合は、この限りではありません。）
	じゆりしょうめい 受理証明	婚姻届など、戸籍の届出が受理されたことの証明です。
	みびんしょうめい 身分証明	「禁治産・準禁治産の宣告」「後見登記」「破産宣告又は破産手続開始決定」の通知の有無を証明します。

★本籍は四日市市ではありませんが、住んでいる四日市市で「戸籍」はとれますか？
「戸籍に関するもの」は、本籍地へ請求することになります。本籍地が四日市市であれば、「戸籍」を取得することができます。本籍地が遠方の場合、郵送請求できますので本籍地の市区町村役場へお問い合わせください。

★「謄本（とうほん）」「抄本（しょうほん）」とは何ですか？
謄本は、省略のないもの、抄本は一部のものという意味です。
例えば、「パスポート」を一人だけ作成する場合は、「戸籍抄本」を、本籍地以外に「婚姻届」を提出する場合は、「戸籍謄本」を使用します。

市税に関するもの

しょうとくかぜい 所得課税 しょうめい 証明	1月1日現在の住所地で発行されるもので、前年の1月から12月の所得額・控除内容をもとに課税された市県民税の証明です。所得額・控除内容・課税額等が掲載されており、主に福祉・医療制度の申請のほか、融資や扶養の手続きなどに使用されます。 ※「令和4年度の所得課税証明書」の場合は、「令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間の所得」が記載されています。
---------------------------------	---

★令和4年7月に転入してきましたが、今年度の所得課税証明書はとれますか？
令和4年度所得課税証明書が必要であれば、令和4年1月1日現在に住んでいた市区町村で交付されますので、1月1日現在の住所地の市区町村に請求ください。

★最新の「所得課税証明書」は、何月からとれますか？
例年6月1日以降の発行を予定しています。

のうぜいしょうめい 納税証明	「市民税・県民税」「固定資産税・都市計画税」「法人市民税」「軽自動車税」の各税目ごとの納付に関する証明です。主に「融資」「指名願い」などの手続きの際、未納がないことを証明するために使用されています。
-------------------	---

★「完納証明書」とは何ですか？
四日市市へ「指名願い」のために提出する証明は、すべての税目・年度において未納がないことを証明した「完納証明書」が必要です。
お取り扱いは、市役所2階市民税課（3番窓口）のみとなります。

ひょうかしょうめい 評価証明	土地・家屋の1件ごとの物件の表示と評価額の証明です。主に「融資」などの手続きに使用されています。
ひょうかつうち 評価通知	土地・家屋の1件ごとの物件の表示と評価額の証明です。「不動産登記」にのみ使用します。
こうかしょうめい 公課証明	土地・家屋の1件ごとの物件の表示と固定資産税都市計画税の課税額等の証明です。主に「売買時の精算」などに使用されています。
どうろくじょうしょうめい 登録事項証明	土地・家屋の1件ごとの物件の表示の証明です。評価・公課の額が省略されています。家屋の建築年や構造等が記載されていますので、主に「耐震審査」などに使用されています。

★土地や家屋の名義が変更になった場合は？
資産に関する証明書は、毎年1月1日現在の所有者で証明されます。
1月～3月に請求する場合は、前年の1月1日現在の所有者となります。
4月以降は、その年の1月1日現在の所有者で証明されます。

売買等によって、新所有者が評価証明書を請求する場合は、登記済証書等により、所有権が変わったことが確認できる書類を提示する必要があります。（新所有者以外が請求する場合は、あわせて委任状も必要です。）

★「名寄帳（なよせちょう）」とは何ですか？
市長印のある市税の証明ではありませんが、所有者ごとに、土地・家屋の物件ごとの表示と評価・公課の額等が記載されている書類です。
主に「固定資産の内容確認」「確定申告」などに使用されています。
お取り扱いは、市役所2階資産税課のみとなります。